

広第4号 新発田地域広域事務組合広域合同庁舎解体設計業務委託
質 問 事 項 回 答 書

令和7年5月9日

1 / 1

質問 番号	質 問 事 項	回 答
1	最低制限価格は、業種区分「設計業務Ⅱ」の算定基準による。とありますが、それはどこにありますか。	「新発田地域広域事務組合最低制限価格制度実施要綱」に規定しています。
2	業務委託費の算出ですが、万単位での算出と思いますが、千円以下は四捨五入か。それとも切捨てか。それは業務費の各項目1～4ごとか。それとも業務価格の計ですればよいか。	国土交通省の設計業務等標準積算基準によります。